

日産愛知自動車大学校学則

(令和3年度版)

学校法人 日産学園

専門
学校 日産愛知自動車大学校

目 次

	頁
第1章 総 則	1
第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日	1
第3章 教育課程、授業日時数及び教職員組織	2
第4章 入学、休学、復学、退学、卒業及び賞罰	3
第5章 入学金、授業料等	5
第6章 雑 則	6
附 則	6

専門学校 日産愛知自動車大学校学則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この専修学校は、専門学校 日産愛知自動車大学校(以下「本校」)という。

(位置)

第2条 本校は、愛知県名古屋市中区港栄1丁目7番12号に置く。

(目的)

第3条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、自動車整備に関する専門的技術および理論を教育し、整備技術の進歩発展を通じて、社会に貢献できる人間性豊かな整備技術者の養成を行うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業専門 課程	自動車整備科	昼	2年	100人	200人	
	一級自動車工学科	昼	4年	35人	140人	
	自動車整備・トータルマスター科	昼	4年	5人	20人	
	自動車整備・カーボディマスター科	昼	3年	25人	75人	
	自動車整備・マスターメカニック科	昼	3年	15人	45人	
	マスターメカニック科	昼	1年	25人	25人	2021年度末廃止 同年度募集停止
	備考：1年次と2年次に二級自動車整備士養成課程の既定科目を修業し、3年次または3年次と4年次に各課程の専門規定科目を修業するものとする。					

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2. 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 夏季 7月27日から8月21日まで
- (4) 冬季 12月22日から1月8日まで
- (5) 春季 3月16日から4月7日まで
- (6) 土曜日

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第7条 教育課程及び授業時数は、別表1(自動車整備科、自動車整備・カーボディマスター科、自動車整備・マスターメカニック科、自動車整備・トータルマスター科及び一級自動車工学科の1年次・2年次)、別表2(自動車整備・カーボディマスター科の3年次)、別表3(一級自動車工学科の3年次・4年次)、別表4(自動車整備・マスターメカニック科の3年次)、別表5(自動車整備・トータルマスター科の3年次・4年次)のとおりとする。

(始業・終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。
9時00分から17時20分までとする。

(教職員組織)

第9条 本校は、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 23名以上
- (3) 事務職員 3名以上
- (6) 校医 1名以上

2. 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、復学、退学、除籍、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校または、これと同等以上の学校を卒業した者、若しくはこれに準ずる学力があると認められる者とする。

2. 前項のほか、外国人留学生についての入学資格は、別に定める。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続)

第12条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第21条の定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に第21条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

(在学年限)

第 12 条の 2 在学年限は、各課程の修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学・復学)

第 13 条 休学する場合は、所定の書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。尚、傷病の場合、医師の診断書を添えること。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けて復学することができる。

3. 休学者の復学は、4 月とする。

4. 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。また、休学は年度単位とする。

(退学)

第 14 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 14 条の 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者には除籍することができる。

(1) 第 13 条第 1 項の届出時に申請した休学期間を経過し、同条 2 項の復学の届出をしなかったとき。

(2) 第 12 条の 2 に定める在学期間を経過したとき。

(3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。

(4) 死亡又は行方不明になったとき。

2. 前項第 3 号及び第 4 号(死亡を除く。)の規定による除籍は、別に定める。

(編入学)

第 15 条 一級自動車工学科、自動車整備・カーボディマスター科、自動車整備・マスターメカニク科、自動車整備・トータルマスター科へ編入学を希望する者は、第 10 条の規定に加え次の編入学条件を満たしている場合、3 年次への編入学を認めることがある。

(1) 一級自動車工学科については、二級ガソリン自動車整備士資格及び二級ジーゼル自動車整備士資格の両方を有する者、または自動車整備士技能検定規則第 5 条第 3 項に規定する全部免除者(二級ガソリン、二級ジーゼルの両方)となる者で、3 年次における養成を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けられる見込みのある者。自動車整備・カーボディマスター科、自動車整備・マスターメカニク科、自動車整備・トータルマスター科については、二級ガソリン自動車整備士資格もしくは、二級ジーゼル自動車整備士資格を有する者、ならびに自動車整備士技能検定規則第 5 条第 3 項に規定する全部免除者(二級ガソリン、二級ジーゼルの片方)となる者で、3 年次における養成を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けられる見込みがある者。若しくは国土交通省の指定する一種養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者。

(出席停止)

第 15 条の 2 学生が心身の健康を損ね、本人あるいは周囲の安全確保や教育活動に障害がある場合、その他必要がある場合は出席停止を命じることがある。

2. 前項の出席停止に関する規定は、別に定める。

(転科)

第 16 条 各課程で転科を希望する者は、別課程への転科を認めることがある。

(進級・卒業の認定)

- 第 17 条 進級又は卒業の認定は、所定の学科試験及び、実技試験の成績ならびに、素行状況を総合して行う。
2. 各課程において2年次および3年次終了時に修了認定を行い、認定者には別紙第1号様式の「修了証書」を発行する。
 3. 2年次で修了認定された者は、3年次に仮進級できる。また3年次で修了認定された者は、4年次に進級できる。
 4. 仮進級した者のうち一級自動車工学科においては、国家二級ガソリン自動車整備士及び国家二級ジーゼル整備士の登録試験に合格した者は本進級を許可する。この場合に、3年次の授業を開始した日から6ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならない。またその他の課程においては、2年次で修了認定された者は本進級を許可する。

(証書の授与)

- 第 18 条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、「自動車整備科」は別紙第2号様式、「自動車整備・カーボディマスター科」は別紙第3号様式、「自動車整備・マスターメカニック科」は別紙第4号様式、「自動車整備・トータルマスター科」は別紙第5号様式、「一級自動車工学科」は別紙第6号様式、マスターメカニック科は別紙第7号様式の卒業証書を授与しなければならない。
- あわせて「自動車整備科」、「自動車整備・カーボディマスター科」、「自動車整備・マスターメカニック科」においては、卒業とともに専門士（工業専門課程）の称号を付与し、一級自動車工学科においては卒業とともに高度専門士（工業専門課程）の称号を付与する。
- また、必要に応じて、卒業証明書を交付することができる。

(褒賞)

- 第 19 条 成績優秀、文化活動、スポーツ、社会貢献など他の模範となる者は、これを褒賞することができる。
2. 前項の褒賞に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

- 第 20 条 教育上必要があると認められるときは、懲戒を加えることがある。
2. 懲戒は訓戒、停学及び退学とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には退学を命ずることができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 3. 前1項の懲戒に関する規定は、別に定める。

第 5 章 入学金、授業料等

(入学金、授業料等)

第 21 条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

学科 区分	自動車整備科		一級自動車 工 学 科	自動車整備 ・トータルマスタ ー科	*2)	*3)
	一級自動車工学科				自動車整備 ・カーボディ マスター科	自動車整備 ・マスター メカニック科
	1 年次	2 年次	3~4 年次	3~4 年次	3 年次	3 年次
入学検定料	25,000 円	—————	—————	—————	—————	—————
入 学 金	240,000 円	—————	—————	—————	—————	—————
授 業 料 (年額)	642,000 円	642,000 円	642,000 円	642,000 円	642,000 円	642,000 円
実験実習費 (年額)	130,000 円	130,000 円	220,000 円	170,000 円 *1) (220,000 円)	170,000 円	220,000 円
施設設備費 (年額)	230,000 円	230,000 円	230,000 円	230,000 円	230,000 円	230,000 円

*1) () 内 第 4 学年のみ対象。

*2) 1 年課程カーボディマスター科同様。

*3) 1 年課程マスターメカニック科同様。

上記のほか、休学時には休学費 半期 20,000 円、通期 40,000 円を徴収する。

(授業料等の返還)

第 22 条 既納の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、教育充実費は、返還しない。ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、既納の授業料等のうちその一部を返還することができる。

2. 入学許可を得た者で、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学手続の取消しを願い出た場合については、入学金を除く授業料等を返還することがある。

第6章 雑 則

(健康診断)

第23条 健康診断は、毎年1回、別の定めるところにより実施する。

(学生寮)

第24条 学生寮に関することは、校長が別に定める。

(雑則)

第25条 この学則の実施に関し、必要な細則は校長が定める。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年2月7日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月31日時点で本校自動車研究科に在籍している学生については、平成19年4月1日以降も本校に在籍するものとし、一級自動車工学科の担当学年に編入する。

附 則

この学則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

2. 第 21 条 1 項の教育充実費については、平成 26 年度以降に入学した一級自動車工学科の 3 年次の学生から適用し、平成 25 年度以前の入学生については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

第 号

修了証書

校印

氏 名

生 年 月 日

あなたは本校一級自動車工学科，自動車整備・カーボディマスター科，自動車整備・マスターメカニック科，自動車整備・トータルマスター科の一、二年次の課程（二級課程），自動車整備・トータルマスター科の三年次の課程を修了したことを証する

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

校 印

氏 名

生 年 月 日

あなたは本校自動車整備科の所定の
課程を修めたので卒業証書を授与し
文部科学大臣告示により専門士(工業
専門課程)と称することを認める

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

校 印

氏 名

生 年 月 日

あなたは 本校自動車整備・カーボディ
マスター科の所定の課程を修めたので卒業
証書を授与し文部科学大臣告示により
専門士(工業専門課程)と称することを認
める

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

校 印

氏 名

生 年 月 日

あなたは 本校自動車整備・マスターメカニック科の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示により専門士(工業専門課程)と称することを認める

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

氏 名

生 年 月 日

校 印

あなたは本校自動車整備・トータルマスタ
ター科の所定の課程を修めたので卒業証
書を授与する

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

氏 名

生 年 月 日

校 印

あなたは本校一級自動車工学科の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し
文部科学大臣告示により 高度専門士
(工業専門課程)と称することを認める

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

第 号

卒業証書

校 印

氏 名

生 年 月 日

あなたは 本校マスターメカニック
科の所定の課程を修めたので卒業証書
を授与する

年 月 日

学校法人 日産学園

専門学校

日産愛知自動車大学校

校長 氏 名

印

別表 1

教 育 課 程 表

工業専門課程（自動車整備科、一級自動車工学科、自動車整備・トータルマスター科、自動車整備・カーボディマスター科、自動車整備・マスターメカニック科の1年次・2年次）

全学科共通(1, 2年次)						
専門一般 教科区分		授 業 科 目		年間授業時間数(時間)		
		教 育 科 目	教 育 内 容	1年次	2年次	計
学 科	専 門	自動車工学	自動車の構造・性能	250	100	350
			自動車の力学・数学			
			電気・電子理論			
			材 料			
			燃料・潤滑油			
		自動車整備	図 面	20	160	180
			エ ン ジ ン			
			シ ャ シ			
		機器の構造取扱	電 装	30		30
			故障原因探求			
		整備作業機器	30			30
測定機器						
自動車検査			20	20		
自動車整備に関する法規		10	10	20		
(小 計)			310	290	600	
一般教養			70	80	150	
(学 科 合 計)			380	370	750	
実 習	専 門	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	20		20
		測定作業	基 本 計 測	40		40
		自動車整備作業	エンジン 点検、分解、 組立、調整、検査	520	570	1090
			シャシ 点検、分解、 組立、調整、検査			
			電装 点検、分解、 組立、調整、検査			
			故障原因探求			
自動車検査作業		20	30	50		
(実 習 合 計)			600	600	1200	
(総 合 計)			980	970	1950	

上表の授業時間は、50分単位(1時間:50分)

教 育 課 程 表

自動車整備・カーボディマスタ科(3年次 1年間)				
専門一般 教科区分		授 業 科 目		年間授業時間 数(時間)
		教育科目	教育内容	
学 科	専 門	車わく及び車体の 構造	材料・力学・構造・機能	34
		車わく及び車体の 整備	整備・板金・塗装・損傷診断	226
	(小 計)			260
	一般教養			88
	(学 科 合 計)			348
実 習	専 門	車わく及び車体の 整備作業	点検、分解、組立、調整、検 査、板金、塗装、損傷診断	852
		(実 習 合 計)		
(総 合 計)				1200

上表の授業時間は、50分単位(1時間:50分)

教育課程表

一級自動車工学科 (3、4年次)						
専門一般 教科区分	授 業 科 目		2年間授業時間数 (時間)			
	教 育 科 目	教 育 内 容				
学 科	専 門	自動車工学	自動車の構造・性能	90		
			自動車の力学・数学			
			電気・電子理論			
			材 料			
			燃料・潤滑油			
		自動車整備	図 面		185	
			エ ン ジ ン			
			シ ャ シ			
			電 装			
			故障原因探求			
		機器の構造取扱	総合診断			20
			環境安全			
			安全管理			
整備作業機器	20					
測定機器						
検査機器						
自動車検査	5					
自動車整備に関する法規	10					
自動車概論	※1 欄外に記入	0				
サービス・マネージメント	※2 欄外に記入	0				
(学 科 合 計)			310			
実 習	専 門	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	32		
		測定作業	応用計測	32		
		自動車整備作業	エンジン 点検、分解、組立、調整、検査	466		
			シャシ 点検、分解、組立、調整、検査			
			電装 点検、分解、組立、調整、検査			
			故障原因探求			
		自動車検査作業	10			
サービス・マネージメント	※2 欄外に記入	200				
(実 習 合 計)			740			
実務実習	専 門	体験実習	自動車の点検整備	200		
			故障原因探求			
		評価実習	総合診断			
			自動車の点検整備		550	
			故障原因探求			
総合診断						
(小 計)			750			
(総 合 計)			* 印を含む	1800		

上表の授業時間は、50分単位(1時間:50分)

学科における自動車概論及びサービス・マネージメントについては、サービス・マネージメント実習の中で併せて行う。

※1 材料力学、流体力学、熱力学、電子回路、通信技術、電子制御、技術英語、産業史、自動車技術史等の基礎知識・工学基礎として各養成施設が必要と認めるもの

※2 現代企業概論、経営学、経済学、消費者心理、工場管理論、社会学、簿記、商法、コンプライアンス教育、プレゼンテーション教育、カスタマ・サービス等、一級自動車整備士に広く求められている知識又は技能の習得として、各養成施設が必要と認めるもの

教育課程表

マスターメカニック科、自動車整備・マスターメカニック科(3年次 1年間)				
専門一般 教科区分	授 業 科 目		年間授業時間 数(時間)	
	教育科目	教育内容		
学 科	専 門	エンジン整備理論	エンジン整備、調整	45
		シャシ整備理論	シャシ整備、調整	45
		レース概論	レース規則、車両研究	45
		資格取得	専門講義	45
		外部研修	特別講義	45
	(小 計)			225
	一般教養			45
(学 科 合 計)			270	
実 習	専 門	エンジン応用技術	エンジン分解、組立、調整、検査	270
		シャシ応用技術	シャシ分解、組立、調整、検査	270
		外部研修	特別実習	45
	(実 習 合 計)			585
(総 合 計)			855	

上表の授業時間は、50分単位(1時間:50分)

教 育 課 程 表

自動車整備・トータルマスター科(3年次 1年間)				
専門一般 教科区分		授 業 科 目		年間授業時間 数(時間)
		教育科目	教育内容	
学 科	専 門	車わく及び車体の 構造	材料・力学・構造・機能	34
		車わく及び車体の 整備	整備・板金・塗装・損傷診断	226
		(小 計)		260
	一般教養		88	
(学 科 合 計)				348
実 習	専 門	車わく及び車体の 整備作業	点検、分解、組立、調整、検 査、板金、塗装、損傷診断	852
		(実 習 合 計)		852
(総 合 計)				1200

自動車整備・トータルマスター科(4年次 1年間)				
専門一般 教科区分		授 業 科 目		年間授業時間 数(時間)
		教育科目	教育内容	
学 科	専 門	エンジン整備理論	エンジン整備、調整	45
		シャシ整備理論	シャシ整備、調整	45
		レース概論	レース規則、車両研究	45
		資格取得	専門講義	45
		外部研修	特別講義	45
	(小 計)		225	
一般教養		45		
(学 科 合 計)				270
実 習	専 門	エンジン応用技術	エンジン分解、組立、調整、検 査	270
		シャシ応用技術	シャシ分解、組立、調整、検査	270
		外部研修	特別実習	45
(実 習 合 計)				585
(合 計)				855
(3、4年次 総 合 計)				2055

上表の授業時間は、50分単位(1時間:50分)